

村田きょうこ マンスリーレポート

<2025年12月号>



皆さま、ご安全に！村田きょうこです。

先月の国会では、自動車通勤手当の非課税限度額の引き上げと、ガソリン・軽油暫定税率の廃止という、うれしい出来事が2つもありました！特に、自動車の通勤手当については、労働組合の皆さまから強くご要望をいただいていたので、本当に良かったです。ただし、物価上昇により、実質賃金はマイナスが続いています。賃上げや物価高対策を進めるため、働く者・生活者の目線で、政府の経済対策やその裏付けとなる補正予算の審議に臨みます。

1. 通勤手当の非課税限度額が上がりました！



11月19日に所得税法施行令が改正され、自動車の通勤手当への非課税限度額が見直されることになりました！企業から支払われる通勤手当には、一定額まで課税されない仕組みとなっていますが、ガソリンの高騰を受け、その額が最大7,100円引き上げられます。

この件を初めて質問したのが2024年3月の経済産業委員会でしたが、当時は、見直しについて前向きな答弁ではありませんでした。しかし、訴え続けた結果、一年半かかりましたが、こうして実現することができ、うれしく思います！ただ、10キロ未満については、今回変更がありませんでしたので、この点は引き続き、見直しを求めています。

片道の通勤距離	1カ月の限度額	※()内は見直し前との比較
10キロ未満	変更なし	
10キロ以上、15キロ未満	7300円 (200円増)	
25キロ未満	1万3500円 (600円増)	
35キロ未満	1万9700円 (1000円増)	
45キロ未満	2万5900円 (1500円増)	
55キロ未満	3万2300円 (4300円増)	
55キロ以上	3万8700円 (7100円増)	

<今回の改正のポイント>

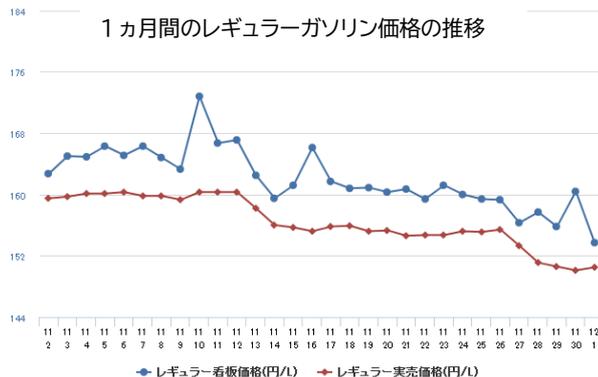
- ・見直しの対象は、自動車や自転車等での通勤者
(公共交通機関利用者の見直しは、平成28年に最高15万円へ引き上げ済み)
- ・2025年4月以降に支払われた通勤手当にも遡って適用されるので、年末調整で清算

2. ガソリン・軽油暫定税率の廃止が決定！



先月号で報告したガソリンや軽油の暫定税率の廃止法案が、11月28日の参議院本会議にて、全会一致で可決・成立しました。これにより、ガソリン(暫定税率分25.1円/ℓ)は12月31日に、軽油(同17.1円/ℓ)は来年4月1日に、暫定税率が廃止されます！

廃止直前に価格が急変しないように、政府から石油元売り会社に暫定税率分の補助金が支給されているため、すでにスタンドでの価格が下がってきています。





3. 令和7年度補正予算が閣議決定されました

11月21日、高市内閣は①物価高対策、②強い経済の実現、③防衛力・外交力の強化の3本柱からなる総合経済対策を閣議決定しました。皆さんの生活に直接関係する家庭への物価高対策として、夫婦と子供二人の標準世帯の可処分所得が年間でおよそ11万円増える見込まれています。一方で、今回2兆円を予算化した「重点支援地方交付金」は、自治体がおこめ券、商品券などいくつかある支援メニューの中から選択して住民に支給する方式をとっていますが、自治体によっては支給開始時期が遅くなる、あるいはコストがかかる、等の理由から予算規模に見合う効果が得られるのか、疑問視する意見も出ています。

4. 経済産業委員会で質問に立ちました



11月20日の経済産業委員会で、この臨時国会で初めての質疑を行いました。今回の質疑では、夏の国政報告会や労働組合の定期大会の際にご要望いただいた内容を中心に、人手不足、熱中症対策、税制改正(食事補助の非課税限度額、少額の減価償却資産)、政府の最低賃金に対する目標、賃上げ政策、価格転嫁等を取り上げました。新しく就任された赤澤経済産業大臣からは、概ね前向きな答弁をいただきました。

詳細はすでに発行済みの「今回の質疑のポイント No.1」をお読みください。

5. 11月の国会見学 7組 279名！



279名の皆さんが見学にお越しくださいました。郡山りょう議員や、おおたけりえ議員とのコラボもありました。労働組合のご家族の皆さまにもお会いでき、楽しかったです。



小糸製作所労組



基幹労連 ドラム缶・容器分科会



JAM 東海



三井金属労連



全矢崎労組



日本製鉄労連



スミハツ労組

今年も温かく力強い応援をいただき、本当にありがとうございました！皆さまのおかげで、元気に笑顔で1年を走りぬことができました。来年も皆さまの声を国会に届けるため、全国を駆け回ります！皆さま、よいお年をお迎えください。

